

容量市場の検討に対する意見について

平成29年10月4日
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

1. 容量市場の対象となる電源についての意見
新規電源と既存電源の扱い、FIT電源、電源規模等について
2. 現在所有している長期契約に関する意見 1
長期契約における基本料金との関係性について
3. 現在所有している長期契約に関する意見 2
長期契約で確保したキロワットの扱いについて

■ 受給契約の一例（基本料金について）

2. 基本料金

各年度における基本料金は、次の各号で算定した金額とする。ただし、本契約の定めにより、本契約が解除・解約となった場合において、解除・解約日が月末日でないときの解除・解約日が属する月の基本料金は、1日から解除・解約日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。）した金額（円位未満四捨五入）とする。

（中略）

②受給開始した年度の翌年度以降の各年度（受給期間最終年度を除く。）の基本料金は、次により算定した金額とする。

（イ）受給開始した年度の翌年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年目の資本費および運転維持費から前号（イ）で日割計算した資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額に、別紙1の2年目の資本費および運転維持費を日割日数で日割計算した金額（円位未満四捨五入）を加算した金額を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（1）および2（2）で調整した金額の合計額とする。受給開始した年度の翌々年度以降の基本料金の年度合計額も、同様の方法により算定するものとする。

（ロ）毎月の基本料金は、（イ）の基本料金の年度合計額を12等分した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。

（以下略）

○現在の需給契約単価の定め方

- ①kWhの単価のみ規定
（kW価値を含んだ単価）
- ②基本料金+kWh単価で規定
（基本料金は発電所の固定費に相当すると類推＝容量価値）

・需給契約単価は、①または②で定められているが、いずれの場合も容量価値を含んだ内容である。
・発電所との長期契約の締結は、将来的に既に容量を確保することを意味する。

関西電力株式会社様が公表している、
電力受電契約書(ひな型)平成26年度版 より抜粋

上記の契約項目と同様に、当社においても相対契約では固定費の支払いに相当するような「基本料金」を設定しているケースが存在する。
発電者様が受電者からの基本料金と容量市場からの容量価値の2重取りを避けていただけるような制度設計をお願いしたい。

3. 現在所有している長期契約に関する意見 2

■ 受給契約の一例 (kW価値について)

関西電力株式会社様が公表している、
電力受電契約書(ひな型)平成26年度版 より抜粋

第2条 (受給電力)	
本契約に従って、〇〇が関電に供給し、関電が受電する電力 (以下「受給電力」という。) の内容は、以下のとおりとする。(アグリゲーションの場合は、別表で受給地点、財産分界点など所在地ごとに異なる項目の一覧を作成し、別表を読みに行く内容とします。)	
電気方式	交流三相三線式
標準周波数	60ヘルツ
受給電圧	標準電圧 ボルト
定格力率	パーセント (遅れ) ~ パーセント (進み)
受給地点	
受給最大電力	キロワット (外気温 ℃)
基準受給電力	キロワット (外気温 ℃)
基準利用率	70パーセント (年間受給電力量設定範囲 50パーセント~80パーセント)
運転機能	『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合に機能を追記します。』
保安責任分界点	
財産分界点	

上記の契約項目と同様に、当社においても相対契約では受電電力をキロワットにて確保している。仮に販売電力量(kWh)により、小売電気事業者の義務量を課せられるのであれば、確保している相対契約電源から受電する分は、義務量から控除できるような仕組みを希望する。

※容量市場導入後のJEPX価格 (kWh価格) + 容量価値 (kW価格) が、現在のJEPXを上回ることが常態化することが無い様制度設計していただきたい。